

製材の製造業者等の認定に伴う資格者養成研修会  
開催案内（宮崎会場）

1. 開催期日：平成 29 年 9 月 26 日（火）～27 日（水）（更新は 26 日のみ）
2. 開催時間：両日とも 9 時 30 分から 17 時 00 分まで（9 時 00 分受付開始）
3. 開催場所：宮崎県婦人会館  
宮崎市旭 1-3-10  
TEL 0985-24-5785
4. 定員：80 名（申込締切り期日がありますが、定員になり次第締め切らせていただきます。）
5. 申し込み問合わせ：別添受講申込書により、平成 29 年 9 月 11 日（月）までに受講料を添えてお申込下さい。（申込は FAX 可）  
宮崎市橘通東 1-11-1  
宮崎県木材協同組合連合会  
TEL 0985-24-3400  
FAX 0985-27-3590
6. 受講料：新規研修(2日間)は 1 名につき 27,000 円  
(テキスト・昼食費代含む)  
更新研修(初日のみ1日間)は 1 名につき  
16,200 円 (テキスト・昼食費代含む)
7. 宿泊等：お手数ですが、各自手配して下さい。
8. 研修対象者：  
【新規対象者】  
JAS 認定の取得を予定している工場の従業員で、資格の取得を希望する者  
【更新対象者】  
平成 25 年度に研修を受け、資格を取得又は更新した者は、「全国木材検査・研究協会認定業務規程」第 35 条(認定事業者の義務)の(17)項により 3 年ごとに研修会を受講する必要があり、今回の 1 日更新研修を受講

することで、現在の資格が継続されます。

なお、研修修了後3年を経過してから次年度中に更新研修を受講しない場合には資格は消失します。

9. 研修科目：

当会が定める「認定の技術的基準に係る資格者養成等研修会実施要領」により、次の科目の研修を実施します。

- ① JAS 制度及び関係法規（JAS 法等の解説）
- ② 製材の認定制度、格付検査制度、表示制度（認定工場制度の考え方、認定の技術的基準の解説等）
- ③ 製材の品目・区分ごとの規格、格付検査・表示（JAS 規格の解説、格付検査方法、表示方法等）
- ④ 製材の品質管理（品質管理に関する専門的知識）
- ⑤ 木材の乾燥と強度
- ⑥ 製材品現物の格付検査等の実習
- ⑦ その他必要な事項
- ⑧ 学科試験（新規研修のみ）

10. 資格認定証の交付：

- (1) 1日更新研修の方は、研修終了後に当会理事長から品質管理責任者、品質検査担当者等の「資格修了証書(更新)」を交付します。
- (2) 新規研修の方は、研修終了後に実施する学科試験に合格した者に当会理事長から品質管理責任者、品質検査担当者等の「資格修了証書」を交付します。

11. 認定工場となるための資格者の配置要件、必要人員：

製造工場と販売業者等が、JAS 認定の取得を予定している工場の従業員で、資格の取得を希望する者の人数等は、以下のとおりです。

【製造工場の資格者数】（経験及び学歴等の条件は別途規定）

(1) 自ら格付検査をし、JAS マークを表示する A タイプの工場

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2名以上	
②品質管理責任者	1名	研修修了者（①から選任）
③材面の品質検査担当者	2名以上	研修修了者（②との兼務可）
④格付検査担当者	1名以上	研修修了者
⑤格付責任者	1名	研修修了者 （④から選任、②との兼務不可）

計3名以上の資格者が必要です。

(2) 第三者検査機関に格付検査を委託し、JAS マークを表示する B タイプの工場

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2名以上	
②品質管理責任者	1名	研修修了者（①から選任）
③材面の品質検査担当者	2名以上	研修修了者（②との兼務可）
④格付担当者	1名以上	研修修了者（③との兼務可）

計2名以上の資格者が必要です。

【販売業者・輸入業者等の資格者数】（経験及び学歴等の条件を除く）

販売業者等が製造工場を指定し、販売業者と製造工場と一緒に JAS 認定を取得します。

（1）自ら格付検査し、JAS マークを表示する A タイプの販売業者等

◆販売業者等

	人 数	備 考
①品質管理責任者	1名以上	研修修了者
②格付検査担当者	1名以上	研修修了者
③格付責任者	1名	研修修了者 （②から選任、①との兼務不可）

販売業者に2名以上の資格者が必要です。

◆製造工場（工場従業員でも可）

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2名以上	
②材面の品質検査担当者	2名以上	研修修了者（①との兼務可）
③格付責任者補佐者 （必要な場合）	1名以上	研修修了者（②との兼務可）

製造工場に2名以上の資格者が必要です。

（2）第三者検査機関に格付検査を委託して、JAS マークを表示する B タイプの販売業者等

◆販売業者等

	人 数	備 考
①品質管理責任者	1名以上	研修修了者
②格付担当者	1名以上	研修修了者（①との兼務可）

販売業者に1名以上の資格者が必要です。

◆製造工場（工場従業員でも可）

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2名以上	
②材面の品質検査担当者	2名以上	研修修了者（①との兼務可）
③格付担当者補佐者 （必要な場合）	1名以上	研修修了者（②との兼務可）

製造工場に2名以上の資格者が必要です。